

地方公共団体実行計画（事務事業編）

# チーム江東ゼロカーボンアクションプラン



2025 ▶ 2030  
(令和7 ～ 12年度)



江東区

## 目 次

### 1 プランの基本的事項

|                           |   |
|---------------------------|---|
| (1) 新たなプラン策定の趣旨 .....     | 1 |
| (2) プランの目的 .....          | 1 |
| (3) 対象とする温室効果ガス .....     | 1 |
| (4) 上位計画や関連計画との位置付け ..... | 2 |
| (5) プランの期間 .....          | 2 |
| (6) プランの対象範囲 .....        | 2 |

### 2 チーム江東・環境配慮推進計画（第3次庁内環境配慮推進計画）の進捗状況

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| (1) 区有施設における二酸化炭素排出量の推移 ..... | 3 |
| (2) 管理指標の達成状況 .....           | 4 |
| (3) 庁有車の状況 .....              | 5 |
| (4) 省エネルギー等の環境配慮行動の取組状況 ..... | 5 |

### 3 プラン策定の方向性

|                           |   |
|---------------------------|---|
| (1) 再生可能エネルギーの利用拡大 .....  | 6 |
| (2) 徹底した省エネルギー化の推進 .....  | 6 |
| (3) 庁有車の次世代自動車への転換等 ..... | 7 |
| (4) 環境行動の推進・その他の取組 .....  | 7 |

### 4 二酸化炭素排出量の削減目標

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| (1) 二酸化炭素排出量の削減目標 .....                 | 8  |
| (2) メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類の実績管理 ..... | 9  |
| (3) 目標達成のための管理指標 .....                  | 10 |

### 5 削減目標達成に向けた取組

|                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) 基本方針及び取組の体系 ..... | 11 |
| (2) 目標達成に向けた取組 .....  | 12 |

### 6 プランの推進体制

|                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) 江東区庁内環境配慮推進本部 .....    | 19 |
| (2) 江東区庁内環境配慮推進本部幹事会 ..... | 19 |
| (3) 各部による推進 .....          | 20 |
| (4) 進行管理 .....             | 22 |
| (5) 公表 .....               | 22 |

### 環境に関する庁内方針

- 江東区電力調達方針
- 江東区庁有車等の調達に係る環境配慮方針
- 江東区グリーン購入推進方針

## 1

# プランの基本的事項

## (1) 新たなプラン策定の趣旨

本区では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づき、本区の事務事業から排出される温室効果ガスを削減するため、温対法第 21 条に基づき、地方公共団体に策定が義務づけられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として、令和 2 年 3 月に「チーム江東・環境配慮推進計画（第 3 次庁内環境配慮推進計画）」を策定し、二酸化炭素排出量削減の目標を定めて、環境負荷の低減に取り組んできました。

地球温暖化に対する国や都等の政策は大きく変化しており、2050 年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応に向けた新たな政策が次々と打ち出されてきました。

本区においても、脱炭素社会の実現に向け、2050 年までに温室効果ガス（主に二酸化炭素：CO<sub>2</sub>）の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ江東区」の実現を目指すことを、令和 3 年 7 月に表明しました。このような背景を踏まえ、国の地球温暖化対策計画や、江東区環境基本計画と整合を図り、江東区内の一事業者としての更なる温室効果ガスの削減への取組を強い危機感を持って推進するために、「チーム江東・環境配慮推進計画（第 3 次庁内環境配慮推進計画）」を改定し、新たな計画を策定するものです。

## (2) プランの目的

「チーム江東ゼロカーボンアクションプラン」（以下「本プラン」という。）は、「温対法」に基づき、本区の事務事業から排出される温室効果ガスを削減するために策定するものです。

## (3) 対象とする温室効果ガス

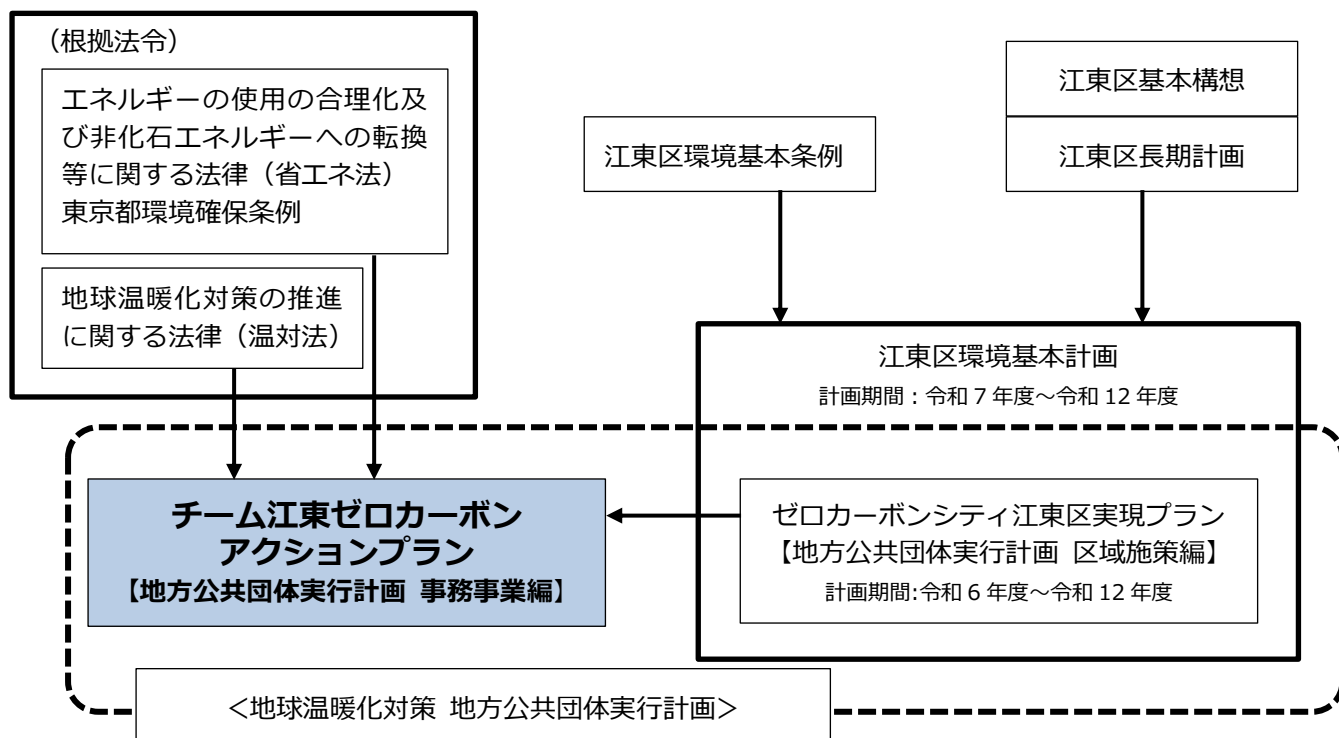
温対法第 2 条第 3 項における 7 種類の温室効果ガスのうち、区の事務事業から排出される以下の 4 種類のガスを対象とします。パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)については、事務事業に伴う排出がないため、本プランの対象外とします。

| 温室効果ガス                    | 主な排出源                 | 地球温暖化係数※            |
|---------------------------|-----------------------|---------------------|
| 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )  | 燃料の燃焼、電気の使用等に伴い発生する。  | 1                   |
| メタン (CH <sub>4</sub> )    | 燃料の燃焼、自動車の走行等に伴い発生する。 | 28                  |
| 一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O) | 燃料の燃焼、自動車の走行等に伴い発生する。 | 265                 |
| ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)      | カーエアコンの使用時等に発生する。     | 1,300<br>(HFC-134a) |

※地球温暖化係数…二酸化炭素を基準に、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字

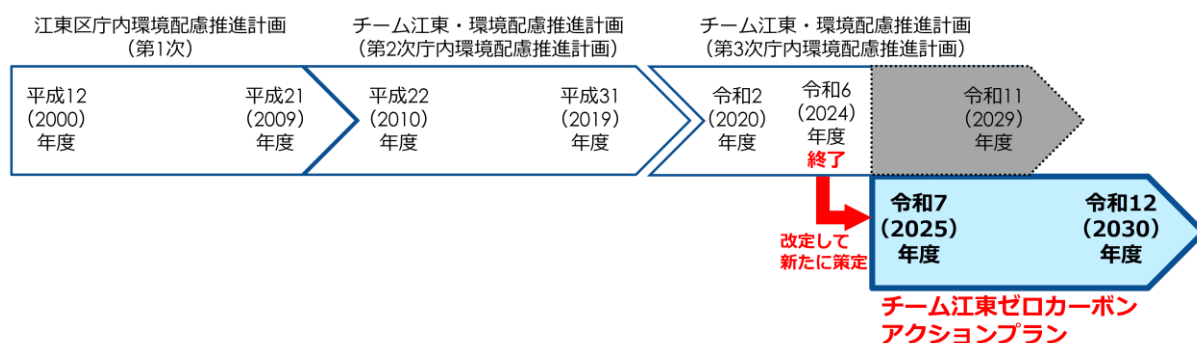
## (4) 上位計画や関連計画との位置付け

本プランは、「温対法」に基づき策定するものであり、区内の一事業者として、区の事務事業の実施における温室効果ガス排出削減に取り組むために策定しました。



## (5) プランの期間

本プランの計画期間は、2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度までの 6 年間とします。国の地球温暖化対策計画に即し、江东区環境基本計画、ゼロカーボンシティ江东区実現プランと合わせて、本プランの終了年度は 2030（令和 12）年度とします。



## (6) プランの対象範囲

本プランは、原則として本区の全ての事務事業、全ての施設（指定管理者が管理運営する施設も含む。）を対象とします。

## 2

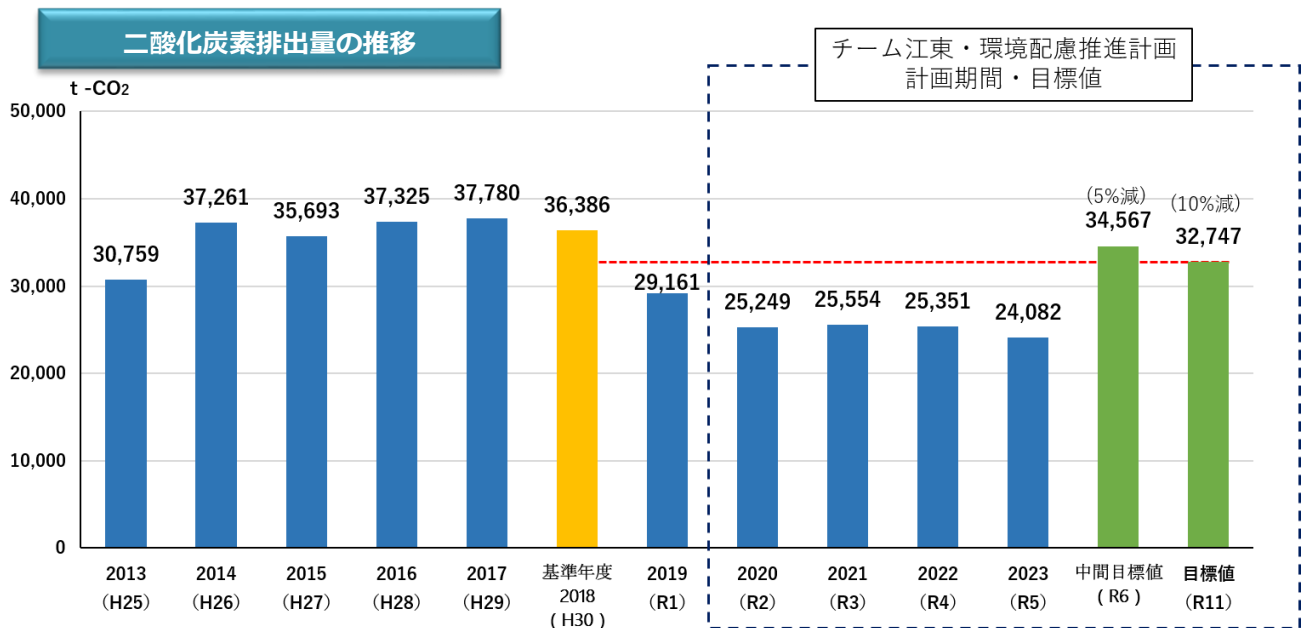
## チーム江東・環境配慮推進計画 (第3次庁内環境配慮推進計画) の進捗状況

### (1) 区有施設における二酸化炭素排出量の推移

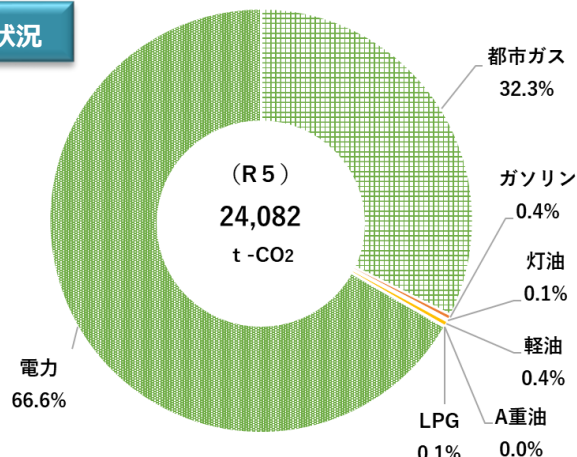
区の事務事業から排出される二酸化炭素排出量は、2023（令和5）年度において 24,082 t-CO<sub>2</sub> となっており、チーム江東・環境配慮推進計画（第3次庁内環境配慮推進計画）の基準値である 2018（平成30）年度の 36,386 t-CO<sub>2</sub> から 33.8%の削減となります。なお、2013（平成25）年度比で見ると 21.7%の削減となります。また、2023（令和5）年度における燃料種別の排出量では、電力が最も多く 66.6%を占めている状況です。

2019（令和元）年度以降、二酸化炭素排出量が大きく減少した要因として、区立小・中学校等の学校施設で使用する電力を、再生可能エネルギー由来の電力に切り替えたことがあげられます。

チーム江東・環境配慮推進計画（第3次庁内環境配慮推進計画）における目標は、2029（令和11）年度の二酸化炭素排出量 32,747 t-CO<sub>2</sub>（2018（平成30）年度比で 10%削減）を掲げており、令和2年度から令和5年度まで引き続き、削減目標を達成しています。



### 燃料種別二酸化炭素排出量の状況



## (2) 管理指標の達成状況

チーム江東・環境配慮推進計画（第3次庁内環境配慮推進計画）で定めている管理指標のうち、2023（令和5）年度の実績値において、「用紙購入量」等の3つの指標について、前期目標を達成しました。

### 「チーム江東・環境配慮推進計画」 2020（令和2）～2023（令和5）年度 実績一覧

○（達成） ↑（向上） ↓（低下）

| 管理指標                                                              | 単位                      | 基準値<br>【2018<br>(H30)<br>年度】 | 2020<br>(R2)<br>年度<br>実績値 | 2021<br>(R3)<br>年度<br>実績値 | 2022<br>(R4)<br>年度<br>実績値 | 2023（R5）<br>年度  |        | 目標<br>達成 | 進捗<br>状況 | 前期<br>目標<br>(R2～<br>R6<br>年度) |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------|--------|----------|----------|-------------------------------|
|                                                                   |                         |                              |                           |                           |                           | 実績値             | 基準比    |          |          |                               |
| 1 ①コピー機・複合機の出力枚数                                                  | 千枚                      | 38,838                       | 39,326                    | 41,080                    | 41,612                    | 43,147          | 11.1%  |          | ↓        | 現状維持                          |
| ②用紙購入量 <sup>*1</sup>                                              | 千枚                      | 82,601                       | 82,601                    | 77,870                    | 78,543                    | 76,950          | △6.8%  | ○        |          | 現状維持                          |
| 2 電気使用量(床面積あたり)                                                   | kWh/<br>千㎡              | 22,507                       | 22,092                    | 23,800                    | 23,607                    | 23,326          | 3.6%   |          | ↓        | △5 %                          |
| 3 都市ガス使用量(床面積あたり)                                                 | Nm <sup>3</sup> /<br>千㎡ | 1,644                        | 1,545                     | 1,607                     | 1,604                     | 1,477           | △10.2% | ○        |          | △5 %                          |
| 4 上水道使用量（床面積あたり）                                                  | m <sup>3</sup> /<br>千㎡  | 595                          | 451                       | 498                       | 515                       | 503             | △15.6% | ○        |          | △5 %                          |
| 5 低公害車の導入                                                         | 導入率                     | 93.5%                        | 92.5%                     | 97.1%                     | 93.8%                     | 93.8%           | 0.3pt  |          | ↑        | 100%                          |
| 6 エネルギー使用量 <sup>*2</sup><br>（床面積あたり・原油換算）                         | kL/<br>千㎡<br>(原油換算)     | 7.8                          | 7.46                      | 7.97                      | 7.92                      | 7.70            | △1.3%  |          | ↑        | 年平均<br>1 %<br>以上削減            |
| 7 廃棄物量                                                            | t                       | 1,183                        | 1,056                     | 1,118                     | 1,156                     | 1,289           | 8.9%   |          | ↓        | △5 %                          |
| 8 リサイクル率                                                          | %                       | 49.3%                        | 48.0%                     | 50.4%                     | 49.3%                     | 46.0%           | △3.3pt |          | ↓        | 60%                           |
| 9 木材利用0.008m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 以上の新築・改築施設の割合（木材利用推進方針） | %                       | 100%                         | — <sup>*3</sup>           | 100%                      | 100%                      | — <sup>*3</sup> | —      |          |          | 100%                          |

\*1 用紙購入量は、令和2年度を基準年度とする。

\*2 エネルギー使用量の原油換算は、電気、都市ガス、ガソリン、灯油、軽油、A重油、液化石油ガス(LPG)の使用量に基づいて算出。

\*3 令和2年度及び令和5年度は新築及び改築施設がないため、実績なし。

### (3) 庁有車の状況

チーム江東・環境配慮推進計画（第3次庁内環境配慮推進計画）においては、庁有車の「低公害車」導入率を管理指標の一つとして掲げており、2024（令和6）年度までに100%とすることを目標としています。2023（令和5）年度末現在、93.8%の導入率となっています。

### (4) 省エネルギー等の環境配慮行動の取組状況

チーム江東・環境配慮推進計画（第3次庁内環境配慮推進計画）において、職員一人ひとりが節電・節水や、用紙の削減、ごみ問題に対する意識を持った取組を行うことを推進してきました。

**これだけはやろう！**  
**チーム江東・省エネ行動**

本計画は、法により策定が義務づけられている施設における地球温暖化対策実行計画であり、CO<sub>2</sub>排出削減目標を掲げています。  
CO<sub>2</sub>が増える理由のうち、特に私たちの生活と結びついているのが電気の使用です。  
そのため、削減目標を達成するには職員一人ひとりが節電を心掛け、一丸となって取り組んでいく必要があります。  
また、紙や水などの資源を大切にするとともに、ごみ問題に対する意識も持って取り組みましょう。

**電 気**

- ◆ エアコン
  - 適正な室温管理（夏 28℃、冬 19℃）
  - 執務室で快適に過ごせるよう「クールビズ・ウォームビズ」を心掛ける。
- ◆ 照明
  - 昼休みや業務時間外に不要な照明を消灯する。蛍光灯管の引き換えを行う。
  - 晴天時には窓側の照明を可能な限り消灯する。
- ◆ 事務機器
  - 昼休み等、使わないときは電源を OFF にし、プラグをコンセントから抜く。（節電タップの利用）

**紙**

- ◆ コピー枚数の削減
  - 両面・縮小印刷、使用済み用紙の裏面活用によるコピー枚数の削減。
  - 適正部数の印刷・ミスプリントの防止を心掛ける。（セキュリティアプリントの徹底）

**水**

- ◆ 節水
  - 大量に水を出さない、流しっぱなしにしない。  
（流して1分間水を流しっぱなしにするだけで、12リットルも水を使ってしまうことに。）

**ごみ**

- ◆ 使い捨て製品の使用を避け、極力ごみを出さないように心掛ける
  - 「5R」を推進するため、使い捨てプラスチック製品（レジ袋含む）の使用を極力減らす。
  - my ボトル・my はし・my 弁当箱・my バッグを利用する。
  - 出たごみについては、分別表示に従いきちんと分別する。

他の取り組み項目も実施しましょう  
 ★ チーム江東・取組マニュアル →10ページ～

これらの取り組みで達成する  
 目標値・管理指標 →9ページ

★ごみの削減を意識しましょう！★

近年、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な問題となっており、海洋生態系だけでなく人体への影響も懸念されています。  
このことから、極力プラスチックごみを減らしていくという動きが高まってきており、江東区としてもごみを削減していく必要があります。極力ごみを出さないように心掛け、出たごみについてはリサイクル等できるようきちんと分別しましょう！



（チーム江東・環境配慮推進計画（第3次庁内環境配慮推進計画）から抜粋）

#### 庁内各部署で行っている環境に関する取組

| 【環境に関する取組】           | 【回答数】 | 【回答割合】 |
|----------------------|-------|--------|
| 事務機器の不使用時の電源オフ・省電力設定 | 51    | 80%    |
| 昼休みや業務時間外における照明の消灯   | 49    | 77%    |
| 適正な室温管理（エアコンの温度設定）   | 47    | 73%    |
| コピー枚数・用紙使用量の削減       | 44    | 69%    |
| ごみの削減、分別・5Rの推進       | 40    | 63%    |

（令和6年度環境推進リーダー会議アンケート回答から抜粋 n=64（複数回答可））

# 3

## プラン策定の方向性

本プランは、以下の事項について取組の強化を図り、庁内の脱炭素化を推進し、「ゼロカーボンシティ江東区」の実現に貢献していくものとします。

これら4つの方向性を11ページに記載の「基本方針」として取り組みます。

### (1) 再生可能エネルギーの利用拡大

区の事務事業から排出されているCO<sub>2</sub>のうち、66.6%が電力の使用に伴うものです。

公共施設・区有施設の新築・改築時には、引き続き、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の計画的な設置を進めていきます。

なお、区有施設への太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入は、大規模災害発生時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも有効な取組です。

また、新たに「江東区電力調達方針」を定め、さらに再生可能エネルギー由来の電力調達を推進していきます。

### (2) 徹底した省エネルギー化の推進

公共施設・区有施設において、断熱性能の向上や照明のLED化等、建築物の省エネルギー化を推進し、エネルギー消費量の削減を図ります。また、施設の整備、改築時にはZEB化の実現を目指します。

エネルギー使用量の削減のため、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入、転換を推進します。

※ZEBとは、建物の断熱性能等の大幅な向上と高効率な設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入し、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指したビルのことです。建物のエネルギー消費量をゼロにするには、大幅な省エネルギーと、大量の創エネルギーが必要です。そこで、ゼロエネルギーの達成状況に応じて、4段階のZEBシリーズが定義されています。

#### 『ZEB』（ゼブ）

省エネ（50%以上）+創エネで100%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物

#### Nearly ZEB（ニアリー ゼブ）

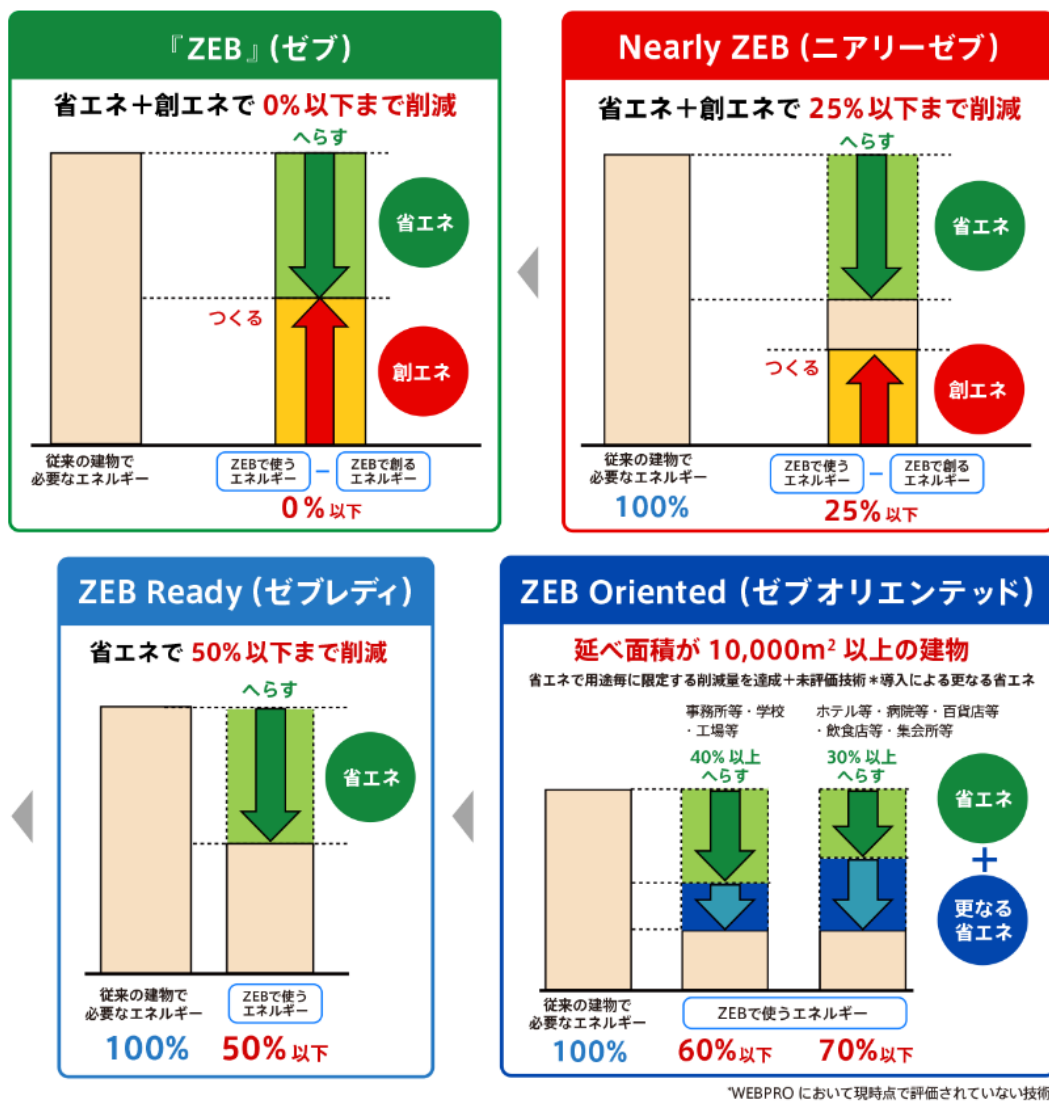
省エネ（50%以上）+創エネで75%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物

#### ZEB Ready（ゼブ レディ）

省エネで基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物

#### ZEB Oriented（ゼブ オリエンテッド）

延べ面積10000㎡以上で用途ごとに規定した一次エネルギー消費量の削減を実現し更なる省エネに向けた未評価技術（WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術）を導入している建物



(環境省 ZEB PORTAL から出典)

### (3) 庁有車の次世代自動車への転換等

区の事務事業から排出されている CO<sub>2</sub> のうち、0.8%が庁有車の使用に伴うものです。

区の率先行動を示すため、新たに「江東区庁有車等の調達に係る環境配慮方針」を定め、庁有車への次世代自動車の導入を計画的に進めていきます。

### (4) 環境行動の推進・その他の取組

チーム江東・環境配慮推進計画（第3次庁内環境配慮推進計画）に引き続き、職員の環境行動を推進します。また、新たに「江東区グリーン購入推進方針」を定め、資源やエネルギーの消費が少ない物品調達を進めていきます。

# 4

## 二酸化炭素排出量の削減目標

### (1) 二酸化炭素排出量の削減目標

本プランの目標年度（2030（令和 12）年度）までの区有施設における二酸化炭素排出量の削減目標は、「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」で定めた江東区内での目標値と合わせ、以下のとおりとします。

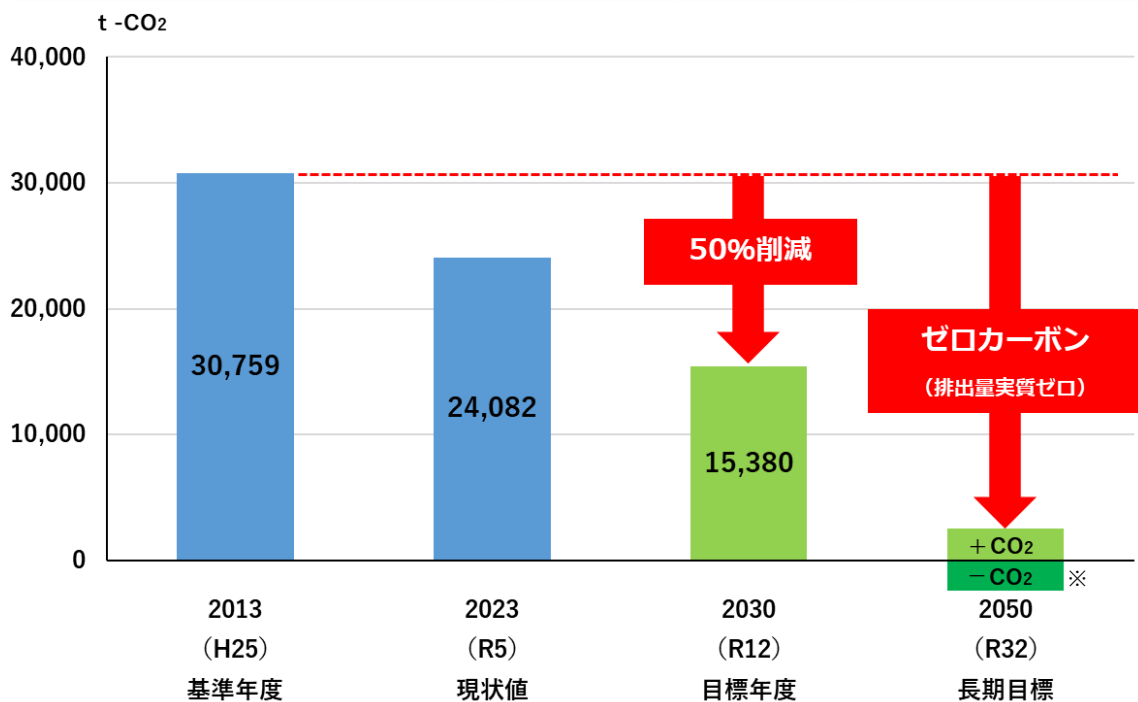
また、長期目標として、2050 年ゼロカーボンの達成を目指します。

#### 本プランの目標

区有施設における二酸化炭素排出量を  
2030（令和 12）年度までに、  
2013（平成 25）年度比で 50%削減

#### 長期目標

2050 年ゼロカーボンの達成



※区有施設の屋上、壁面等の緑化推進による吸収量やカーボン・オフセット（排出削減活動への投資等による埋め合わせ）を想定。

(参考) 削減可能量の目安

| 項目                    |                      | 算出方法                                                          | 削減可能量<br>(t-CO <sub>2</sub> ) |
|-----------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 現状 <sup>すうざい</sup> 趨勢 | 現状の対策を継続した場合の推計      | ・2013 年度以降の二酸化炭素排出量の対前年度比率の平均からのトレンド推計                        | 3,000                         |
| 外的要因                  | 電力二酸化炭素排出係数の改善       | ・東京電力エナジーパートナー(株)(2023 年度)と、電気事業連合会(2030 年度目標値)の二酸化炭素排出係数から算出 | 1,860                         |
| 追加的対策                 | 再生可能エネルギー設備の導入       | ・新たに区内 4 施設に太陽光発電が設置されることを想定して算出                              | 90                            |
|                       | 再生可能エネルギー由来の電力調達の推進  | ・電気使用量の60%を再生可能エネルギー由来電力へ切り替えることを想定して算出                       | 2,950                         |
|                       | 建築物の省エネルギー対策の推進      | ・長期計画における改築による省エネ化での削減又は ZEB Ready 相当への更新による削減で算出             | 2,010                         |
|                       | 省エネルギー性能の高い設備への更新    | ・長期計画における大規模・小規模改修等の対象施設における二酸化炭素排出量と、改修による施設類型別の削減率から算出      | 3,440                         |
|                       | 設備・機器の効率的運用、省エネ行動の推進 | ・施設類型別の運用削減率(照明、空調の運用改善等)を用いて算出                               | 2,030                         |
| 削減可能量 合計              |                      |                                                               | 15,380                        |

## (2) メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類の実績管理

庁有車の走行に伴い排出されるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類の合計排出量については、毎年度、実績管理を行っていきます。

### (3) 目標達成のための管理指標

本プランの目標達成のための管理指標は次のとおりです。

| 管理指標 |                                         | 単位                   | 基準値<br>[R5(2023)年度]     | 目標値<br>[R12(2030)年度] |
|------|-----------------------------------------|----------------------|-------------------------|----------------------|
| 1    | 区有施設における CO <sub>2</sub> 排出量            | t-CO <sub>2</sub>    | 30,759<br>[H25(2013)年度] | 15,380<br>(△50%)     |
| 2    | 庁有車の走行に伴うメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類の合計排出量 | t-CO <sub>2</sub> eq | 2.53<br>[H25(2013)年度]   | 実績管理                 |
| 3    | 電気使用量（床面積あたり）                           | kWh/千㎡               | 23,326                  | 21,693<br>(△7%)      |
| 4    | 都市ガス使用量（床面積あたり）                         | N m <sup>3</sup> /千㎡ | 1,477                   | 1,374<br>(△7%)       |
| 5    | 上水道使用量（床面積あたり）                          | m <sup>3</sup> /千㎡   | 503                     | 468<br>(△7%)         |
| 6    | エネルギー使用量<br>（床面積あたり・原油換算）               | kL/千㎡<br>(原油換算)      | 7.70                    | 7.16<br>(△7%)        |
| 7    | 再生可能エネルギー設備を導入した区施設数（累計）                | 施設数                  | 78                      | 84 ※1                |
| 8    | 区有施設における再生可能エネルギー由来の電力の調達割合             | %                    | 18.7%                   | 60%                  |
| 9    | 新電力からの電力購入                              | 件                    | 108                     | 150                  |
| 10   | ZEB※2 認証を取得した区施設数（累計）                   | 施設数                  | 0                       | 2                    |
| 11   | 区有施設※3 における LED 照明の導入（累計）               | 施設数                  | 37                      | 101                  |
| 12   | 街路灯の改修（LED 化）（累計）                       | 基                    | 4,680                   | 10,850               |
| 13   | 庁有車への次世代自動車※4・低公害車の導入                   | 導入率                  | 93.8%                   | 100%                 |
| 14   | （管理指標 13 のうち）<br>庁有車への次世代自動車の導入         | 導入率                  | 31.3%<br>(HV 除く 12.5%)  | 60%<br>(HV 除く 20%)   |
| 15   | 清掃車への次世代自動車の導入※5<br>（累計）                | 台数                   | 0                       | 5                    |
| 16   | 共通購入物品（コピー用紙、衛生用紙等）におけるグリーン購入調達割合       | %                    | 100%                    | 100%                 |
| 17   | 用紙購入量                                   | 千枚                   | 76,950                  | 69,255<br>(△10%)     |
| 18   | 廃棄物量                                    | t                    | 1,289                   | 1,134<br>(△12%)      |
| 19   | リサイクル率                                  | %                    | 46.0%                   | 65%                  |
| 20   | 公共建築物等における木材利用推進方針の運用（累計）               | 施設数                  | 26                      | 29 ※1                |

※1 「江東区長期計画（後期）（令和 7 年度から令和 11 年度）」に基づき、令和 11（2029）年度を目標としている。

※2 『ZEB』のほか、Nearly ZEB, ZEB Ready, ZEB Oriented を含む。

※3 契約電力 50kW 以上の施設

※4 ここで、次世代自動車は、電動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV））を指す。

※5 清掃車は、委託事業者を含む。

## 5

## 削減目標達成に向けた取組

## (1) 基本方針及び取組の体系

| 基本方針               | 取組項目                            |
|--------------------|---------------------------------|
| 1. 再生可能エネルギーの利用拡大  | (1) 公共施設における再生可能エネルギー設備導入拡大     |
|                    | (2) 公共施設における再生可能エネルギー由来の電力調達の推進 |
|                    | (3) グリーン電力証書の活用                 |
| 2. 徹底した省エネルギー化の推進  | (1) 建築物の省エネルギー対策の推進             |
|                    | (2) 省エネ性能の高い設備・機器への更新の推進        |
|                    | (3) 設備・機器の保守・管理、効率的な運用の実践       |
| 3. 庁有車の次世代自動車への転換等 | (1) 庁有車の次世代自動車への転換              |
|                    | (2) 公共施設における電気自動車等充電設備の整備推進     |
| 4. 環境行動の推進・その他の取組  | (1) グリーン購入の推進                   |
|                    | (2) 5Rの推進                       |
|                    | (3) 職員の環境行動の実践                  |
|                    | (4) フロン排出抑制の推進                  |
|                    | (5) 公共施設における木材利用の推進             |
|                    | (6) 自治体 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 |

## (2) 目標達成に向けた取組

### 基本方針 1

### 再生可能エネルギーの利用拡大

#### (1) 公共施設における再生可能エネルギー設備導入拡大

公共施設・区有施設の新築・改築時には、引き続き、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の計画的な設置を進めます。太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるとともに導入効果を周知し、区の率先的な取組を通じた、区民や事業者への普及啓発を図ることに努めます。また、公共施設の脱炭素化に向けた最新技術の動向について情報収集を行います。

#### 再生可能エネルギー発電設備の内訳と実績（2023（令和5）年度）

（出典）「江東区の環境白書」

※若洲風力発電施設、マイクロ水力発電施設は、令和6年度に撤去。

| 導入年度  |     | 施設名※1        | 出力※3<br>[kW] | 発電量※2, ※3<br>[kWh] | CO2削減効果※3<br>[ t／年度 ] | 備考                               |
|-------|-----|--------------|--------------|--------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 1     | H15 | 若洲風力発電施設     | 1,950.0 kW   | 0 kWh              | 0 t-CO2               | 発電機器故障のため発電せず                    |
| 2     | H18 | 環境学習情報館      | 0.3 kW       | ☆ kWh              | -                     | -                                |
| 風力小計  |     | 施設数： 2       | 1,950.3 kW   | 0 kWh              | 0 t-CO2               |                                  |
| 1     | H27 | マイクロ水力発電施設   | 1.0 kW       | 611 kWh            | 0.23 t-CO2            | -                                |
| 水力小計  |     | 施設数： 1       | 1.0 kW       | 611 kWh            | 0.23 t-CO2            |                                  |
| 1     | H17 | 防災センター       | 5.0 kW       | 5,820 kWh          | 2.26 t-CO2            | -                                |
| 2     | H18 | 環境学習情報館※4    | 25.0 kW      | -                  | -                     | -                                |
| 3     | H19 | 深川第三中学校*, ※4 | 27.5 kW      | -                  | -                     | -                                |
| 4     | H20 | 大島南央小学校*     | 20.0 kW      | 22,593 kWh         | 1.80 t-CO2            | -                                |
| 5     | H21 | 第五砂町小学校*     | 20.0 kW      | 23,785 kWh         | 1.90 t-CO2            | -                                |
| 6     | H21 | 塩浜保育園        | 0.0388 kW    | ☆ kWh              | -                     | -                                |
| 7     | H22 | 有明小・中学校*     | 3.7 kW       | 2,842 kWh          | 0.22 t-CO2            | 令和5年4月～8月、<br>令和6年1～3月計測         |
| 8     | H23 | 東川小学校*       | 10.0 kW      | 15,925 kWh         | 1.27 t-CO2            | -                                |
| 9     | H23 | 塩崎保育園        | 0.084 kW     | ☆ kWh              | -                     | -                                |
| 10    | H25 | 第二亀戸中学校*     | 10.0 kW      | 13,090 kWh         | 1.04 t-CO2            | -                                |
| 11    | H26 | 豊洲西小学校*      | 10.0 kW      | 12,483 kWh         | 0.99 t-CO2            | 令和5年4月～8月、10月～<br>12月、令和6年1～3月計測 |
| 12    | H27 | 豊洲シビックセンター   | 15.2 kW      | 15,472 kWh         | 6.03 t-CO2            | -                                |
| 13    | H27 | 第二亀戸小学校*     | 10.0 kW      | 13,545 kWh         | 1.08 t-CO2            | -                                |
| 14    | H29 | 有明西学園*       | 10.0 kW      | 13,527 kWh         | 1.08 t-CO2            | -                                |
| 15    | H30 | 第五大島小学校*     | 10.0 kW      | 9,740 kWh          | 0.77 t-CO2            | -                                |
| 16    | R1  | 香取小学校*       | 6.1 kW       | 7,795 kWh          | 0.62 t-CO2            | -                                |
| 17    | R3  | こどもプラザ       | 10.3 kW      | 14,926 kWh         | 5.82 t-CO2            | -                                |
| 18    | R4  | 第二大島中学校*     | 10.0 kW      | 14,835 kWh         | 1.18 t-CO2            | -                                |
| 19    | R5  | 江東ホーム        | 8.8 kW       | 10,505 kWh         | 4.09 t-CO2            | -                                |
| 太陽光小計 |     | 施設数： 19      | 211.7 kW     | 196,889 kWh        | 30.15 t-CO2           |                                  |
| 合 計   |     | 施設数： 22      | 2,163 kW     | 197,500 kWh        | 30.38 t-CO2           |                                  |

※1 CO<sub>2</sub>削減効果は、東京電力エナジーパートナー(株)の令和4年度実績 調整後排出係数 [0.39kg -CO<sub>2</sub>/kWh]より試算。ただし、「\*」の施設については、東京エコサービス(株)と契約しているため、令和4年度実績 調整後排出係数 [0.008kg -CO<sub>2</sub>/kWh]より試算した。

※2 発電量「☆」の施設は、設備出力が小さく、計量実績なし

※3 端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

※4 測定器等の故障により発電量を把握できなかった。今後修理予定。

### 再生可能エネルギー設備の導入計画

| 年度<br>(令和)   | 6                              | 7 | 8              | 9                              | 10 | 11                             | 12 |
|--------------|--------------------------------|---|----------------|--------------------------------|----|--------------------------------|----|
| 施設名<br>(設備名) | ・第二大島<br>小学校<br>(太陽光、<br>雨水設備) | - | ・若洲公園<br>(太陽光) | ・小名木川<br>小学校<br>(太陽光、<br>雨水設備) | -  | ・第六砂町<br>小学校<br>(太陽光、<br>雨水設備) | -  |

## (2) 公共施設における再生可能エネルギー由来の電力調達の推進

公共施設や学校施設における再生可能エネルギー由来のCO<sub>2</sub>排出係数の小さい電力調達や、区内の清掃工場によるバイオマス発電（ごみ発電）由来の電力の活用を推進します。

電力の供給を受ける契約において、「江東区電力調達方針」に基づき、再生可能エネルギー由来の電力調達を推進します。再エネ電力の調達にあたっては、リバースオークションを含めた様々な手法を検討していきます。

### 再生可能エネルギー由来の電力調達

| 項目                | 令和 5 年度 実績   | 令和 12 年度 目標（目安）               |
|-------------------|--------------|-------------------------------|
| 電気使用量             | 54,826 千 kWh | 50,988 千 kWh<br>(令和 5 年度比△7%) |
| 再生可能エネルギー由来の電気使用量 | 10,234 千 kWh | 30,593 千 kWh                  |
| 再エネ電気の調達割合        | 18.7 %       | <b>60 %</b>                   |

## (3) グリーン電力証書の活用

「グリーン電力証書」は、証書を購入することで、自然エネルギーによって発電されたグリーン電力を使用しているとみなす制度です。区有施設等の電気の一部にグリーン電力証書の活用を行うことで、国内の自然エネルギーの普及・拡大に努めます。

## 基本方針 2

## 徹底した省エネルギー化の推進

### (1) 建築物の省エネルギー対策の推進

公共施設・区有施設において、断熱性能の向上や照明の LED 化等、建築物の省エネルギー化を推進し、エネルギー消費量の削減を図ります。

施設の整備、改築時には ZEB 化の実現を目指します。ZEB 化が難しい案件については、可能な限り ZEB 実現に必要な技術を採用し、省エネ性能を高めます。

施設の改築・改修をする際には、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」に基づく建築物の省エネ基準への適合義務等をふまえ、環境に配慮した設計や資材、エネルギー効率の優れた空調設備や照明設備等の導入・更新を図ります。

また、「江東区公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の施設総量の維持を基本としながら、全区的かつ中長期的な視点に立って、計画的な維持管理・更新等を推進します。

### (2) 省エネ性能の高い設備・機器への更新の推進

施設を管理する所管課等は、設備・機器の導入に当たってはエネルギー効率の高いものを導入していきます。設備・機器の更新時には、エネルギー使用量や設備投資によるイニシャルコスト・ランニングコストを比較し、温室効果ガスの排出量削減につながる効率的な設備・機器の優先的な導入に努めます。

具体的には、エネルギー効率を考慮した高効率機器の導入、設備・機器の小型化や最適化等の観点から設備・機器の選定を行い、更新前よりエネルギー使用量が増えることのないように努めます。

照明器具については、省エネの推進のほか、2027（令和 9）年末で一般照明用の蛍光灯の生産と輸出入が禁止されることから、大規模改修・改築時に LED 化を行う等、LED 照明への積極的な切り替えを推進します。

#### 設備・機器の更新例

| 項目 | 内容                               |
|----|----------------------------------|
| 熱源 | 業務用コージェネレーション等、エネルギー効率の高い熱源機への更新 |
|    | 熱源機の台数制御システムの導入                  |
|    | ポンプ・ファンのインバーター化                  |
|    | 高効率給湯器の導入                        |
| 空調 | エネルギー効率の高い空調設備への更新               |
|    | スケジュール運転・断続運転制御システムの導入           |

| 項目    | 内容                  |
|-------|---------------------|
| 受変電設備 | エネルギー損失の少ない変圧器への更新  |
|       | デマンド制御の導入（ピーク電力の削減） |
| 照明    | LED 照明等、高効率ランプへの更新  |
|       | 人感センサーの導入           |
| 昇降機   | インバーター制御システムの導入     |

### (3) 設備・機器の保守・管理、効率的な運用の実践

施設を管理する所管課等は、保有する設備・機器について状況の把握、知識の習得を行った上で管理標準を定めます（契約電力が 50kW 以上の施設）。管理・点検業者等と連携して定期的な保守・管理を実行するとともに、効率良く使用することで消費エネルギーの削減に努めます。

#### 設備・機器の保守・管理例

| 項目 | 内容                    |
|----|-----------------------|
| 熱源 | 冷却水の水質管理              |
|    | 冷却塔充てん剤の補充            |
|    | 冷却塔熱交換器のスケール除去        |
| 空調 | 温湿度センサー、コイルやフィルター等の清掃 |
|    | 冷媒（特にフロン類）等の漏えい点検、充填  |
| 照明 | 照明器具等の清掃              |
|    | 照明器具の定期的な保守及び点検       |

#### 設備・機器の運用改善例

| 項目  | 内容                             |
|-----|--------------------------------|
| 熱源  | 冷温水出口温度の適正化                    |
|     | 熱源機の停止時間の電源遮断                  |
| 空調  | 空調設備・熱源機の起動時刻の適正化              |
|     | 空調設定温度・湿度の適正化                  |
|     | 全熱交換器の活用                       |
| 給湯  | 給湯温度の適正化                       |
| 照明  | 屋外照明の点灯時間の適正化                  |
| その他 | 省エネ診断やエコチューニングの活用              |
|     | 利用の少ない時間帯における昇降機（エレベーター等）の一部停止 |
|     | カーテンやブラインドの活用、グリーンカーテンの設置      |
|     | 温水洗浄便座の設定温度の適正化                |

## 基本方針 3

## 庁有車の次世代自動車への転換等

### (1) 庁有車の次世代自動車への転換

「江東区庁有車等の調達に係る環境配慮方針」に基づき、庁有車の次世代自動車への転換を進めます。新たに調達する庁有車は、原則として電動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車）とします。

### (2) 公共施設における電気自動車等充電設備の整備推進

庁有車の次世代自動車への導入にあわせて、電気自動車等充電設備のインフラ整備を推進し、最適なエネルギー補給システムの構築を図ります。

## 基本方針 4

## 環境行動の推進・その他の取組

### (1) グリーン購入の推進

備品や消耗品等を調達する際には、必要性を十分考慮して適正量を購入することに努め、「江東区グリーン購入推進方針」に基づき、環境物品等の優先的購入（グリーン購入）を推進します。共通購入品（コピー用紙、トイレットペーパー等）については、引き続きグリーン購入法に適合した製品を購入します。

また、プラスチック製品の代替として、紙やバイオマスプラスチック等の再生可能（Renewable）な材料でできた製品を購入することにより、サーキュラーエコノミーに貢献します。

区が率先して、グリーン購入を実践することにより、地域のエネルギー消費や廃棄物の発生量を抑制するだけでなく、環境配慮型製品・サービスの普及につなげます。

#### グリーン購入（環境に配慮した物品調達）を行う共通購入品

- |        |                  |     |
|--------|------------------|-----|
| ●コピー用紙 | ●衛生用紙（トイレットペーパー） | ●封筒 |
| ●はがき   | ●ごみ処理券           |     |

## (2) 5Rの推進

5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）を推進し、区有施設から排出されるごみの減量、再資源化及び適正処理に取り組むことにより、環境負荷の低減が着実に実行されるよう努めます。

| 項目                  | 取組内容                                           |
|---------------------|------------------------------------------------|
| 区有施設における5Rの推進と分別の徹底 | 分別ボックス（リサイクルボックス）を設置し、職場でのごみの分別、資源化を推進します。     |
|                     | 区が提供する啓発用品等は、代替がきかない場合を除き、プラスチック製品の使用を極力抑制します。 |
|                     | 使い捨てプラスチックの使用を控え、マイボトル・マイカップ等の使用を推進します。        |
|                     | 封筒やファイル等の再利用（物品再活用）を推進します。                     |
|                     | 学校給食の生ごみリサイクルに引き続き取り組みます。                      |

## (3) 職員の環境行動の実践

職員全員が高い意識を持ち、職務を遂行する際には常に環境に配慮した選択を心がけ、事務事業の省エネルギー化に努めます。また、各施設等で使用されたエネルギー使用量を定期的に確認し、取組効果の検証を行います。

| 項目     | 取組内容                                                      |
|--------|-----------------------------------------------------------|
| 照明     | 照明を必要としない時間・場所における消灯を徹底します。                               |
|        | 点灯時間の適正化による照明使用時間の短縮に努めます。                                |
| 空調     | 適正な温度管理を行うとともに、クールビズ・ウォームビズ等、適切な服装を心がけます。                 |
|        | 換気運転の時間や回数を適切に管理します。                                      |
|        | 冷暖房の運転時期を適切に管理し、外気の取り入れを積極的行います。                          |
| 事務機器   | スリープモードの活用や長時間使用しない場合には電源をOFFにする等、適正使用に努めます。              |
|        | 文具類や事務機器、オフィス家具等について、「江東区グリーン購入推進方針」に基づき、環境に配慮した物品を調達します。 |
| 給湯     | 給湯時間の短縮に努めます。                                             |
|        | 季節や気温に応じて、給湯温度の適正管理に努めます。                                 |
| 公用車の使用 | エコドライブを実践します。                                             |
|        | 近距離の移動には、自転車、徒歩等を利用します。                                   |
|        | 遠距離の移動には、電車やバスを利用します。                                     |
|        | タイヤの空気圧やエアコン等について、日常点検を行います。                              |

| 項目        | 取組内容                                                          |
|-----------|---------------------------------------------------------------|
| コピー用紙等の紙類 | 文書のペーパーレス化を徹底します。                                             |
|           | コピーや印刷を行う際は、両面印刷、裏紙使用を徹底します。また、印刷設定を確認し、ミスコピー・ミスプリントの防止に努めます。 |
|           | 冊子類、資料等の適正部数の印刷に努めます。                                         |
| その他       | 定期的に環境配慮に関する情報を職員に周知することで、意識啓発の徹底を図ります。                       |
|           | 省エネ行動やごみ削減、公共交通機関の活用等のデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を推進します。    |
|           | エレベーターの使用は必要最小限とし、階段の利用を推進します。                                |
|           | 施設、公用車等におけるエネルギーの使用量や使用状況の変化を把握し、適切なエネルギー管理を行います。             |

#### （４）フロン排出抑制の推進

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、フロン類が使用されている機器の適正な管理とフロン類の排出抑制に努めます。

#### （５）公共施設における木材利用の推進

「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づき、学校施設をはじめとする公共施設での木材利用を促進します。また、木材の多様な活用方法を検討し、木材利用の割合の更なる向上を図ることにより、CO<sub>2</sub>吸収源となる森林の健全育成や、木材へのCO<sub>2</sub>の固定につなげます。

#### （６）自治体 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

区で実施する会議等について、オンライン会議やペーパーレス会議を推進することにより、用紙使用量を削減していきます。

また、行政サービスについて、デジタル技術や AI、電子データ等を活用して、住民の利便性の向上及び業務効率化を図り、事務処理における紙媒体の削減や、人・物の移動の削減によるエネルギー消費量の低減につなげます。

## 6

## プランの推進体制

本プランの推進のため、「チーム江東ゼロカーボンアクションプラン マネジメントガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、全庁での進行・点検体制を整え（「江東区庁内環境配慮推進本部設置要綱」参照）、各所属を実施・運用単位として、全ての職員が取り組んでいきます。

### （１）江東区庁内環境配慮推進本部

#### ① 役割

江東区庁内環境配慮推進本部（以下、推進本部）は、各実施年度におけるプランの進行管理、実施状況の点検・評価を実施します。

実行体制、点検・評価方法等について、必要があれば見直しを行い、プランの期間終了年度には、本プランの改定を行います。

また、緊急時等には臨時に推進本部を開き、迅速に対策を協議し、全庁に指示します。

#### ② 構成

推進本部は、本部長（環境清掃部担当の副区長）、副本部長（副区長・教育長）、本部員（各部長）及び省エネ法に規定するエネルギー管理統括者（総務部長及び教育委員会事務局次長）をもって構成します。

### （２）江東区庁内環境配慮推進本部幹事会

#### ① 役割

推進本部の調査検討を補佐するため、「幹事会」を設置します。

#### ② 構成

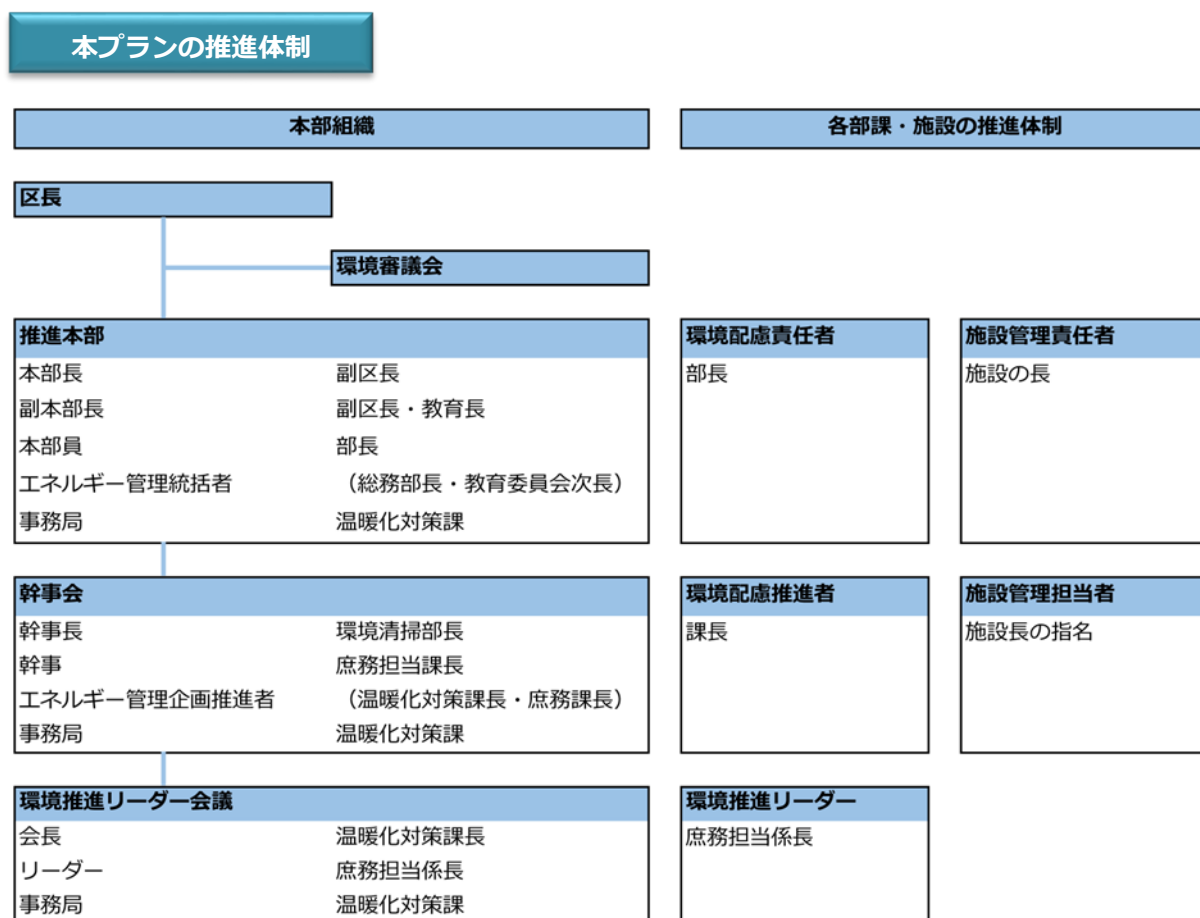
幹事会は、幹事（庶務担当課長）及び省エネ法に規定するエネルギー管理企画推進者（温暖化対策課長及び庶務課長）をもって構成します。

### (3) 各部による推進

本プランの推進には、職場単位での取組が重要です。各部に環境配慮推進責任者（部長）、各課に環境配慮推進者（課長）及び環境推進リーダー（各課庶務担当係長）を設置し、本プラン推進の実施・運用の主体として、再生可能エネルギーの推進、省エネルギー、リサイクル等の環境負荷低減に取り組みます。

また、各施設において、施設管理責任者（施設の長）と施設管理担当者（各施設にて指名）を設置し、各課の環境配慮推進者・環境推進リーダーと連携して、本プランやガイドラインに基づく取組を運用し、環境行動に取り組みます。

各担当の主な役割についてまとめたものが、次の表です。



| 組織名等        |            | 具体的役割                                                                                                                                                                        |
|-------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本部組織        | 区長         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区の地球温暖化対策等の取組に関しての総責任者。</li> <li>・本プランの取組を総括し、更なる取組に必要な指示を行う。</li> </ul>                                                             |
|             | 環境審議会      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本プランに基づく取組について、意見・助言を行う。</li> </ul>                                                                                                  |
|             | 推進本部       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「チーム江東ゼロカーボンアクションプラン」の策定、プランの進行管理、実施状況の点検・評価を実施する。</li> <li>・行政活動に伴う環境への負荷の低減に関する事項を所掌する。</li> </ul>                                 |
|             | 幹事会        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進本部の調査検討を補佐する。</li> <li>・緊急対応やプラン改定時に開催し、平常時は、庶務担当課長会で報告する。</li> </ul>                                                              |
|             | 環境推進リーダー会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本プランに基づく環境負荷低減の取組等に関する庁内の連絡調整を行う。</li> </ul>                                                                                         |
| 各部課・施設の推進体制 | 環境配慮責任者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の部長をもって充てる。</li> <li>・各年度の取組状況・結果を総括し、推進本部へ報告する。</li> </ul>                                                                        |
|             | 環境配慮推進者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課の課長をもって充てる。</li> <li>・各課及び各所管課施設の取組状況を点検・把握し、環境配慮推進責任者に報告する。</li> </ul>                                                            |
|             | 環境推進リーダー   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課の庶務担当係長をもって充てる。</li> <li>・各課の環境行動推進の実務担当者として、環境に関する情報を職員に共有し、各課における取組を推進する。</li> <li>・取組状況を環境配慮推進者に報告する。</li> </ul>                |
|             | 施設管理責任者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の取組状況を点検・把握し、所管課の環境配慮責任者に報告する。</li> <li>・大規模施設等においては、施設管理受託業者と連携して、省エネルギー等を推進する。</li> </ul>                                        |
|             | 施設管理担当者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の環境配慮推進の実務担当で、日常業務や各施設における取組を実行する。</li> <li>・当該施設の管理標準の作成等を行い、施設内の所属職員の環境意識と知識の向上に努める。</li> <li>・施設の取組状況を施設管理責任者に報告する。</li> </ul> |
| 事務局         | 温暖化対策課     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本プラン及びガイドラインの取組の周知徹底を図る。</li> <li>・各部署・施設等のエネルギー使用量、二酸化炭素排出量、取組結果をとりまとめ、取組結果、プランの進捗状況を公表する。</li> </ul>                               |

### ● 省エネ法に基づく対応体制

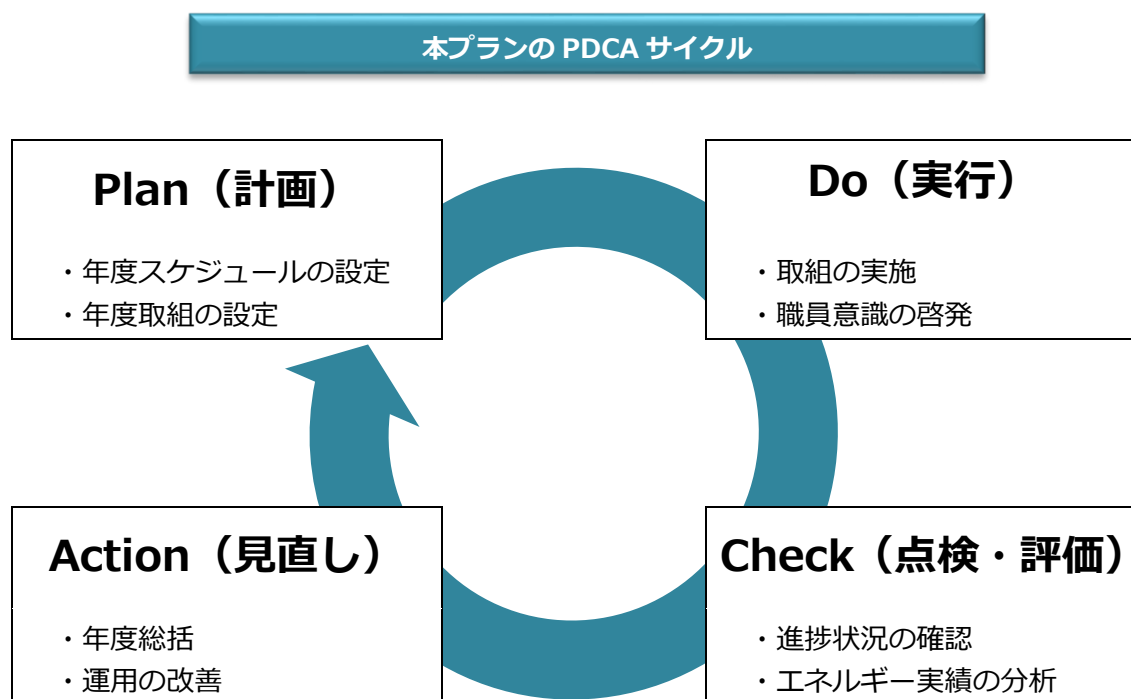
|              | 区長部局    | 教育委員会      |
|--------------|---------|------------|
| 代表者          | 区長      | 教育長        |
| エネルギー管理統括者   | 総務部長    | 教育委員会事務局次長 |
| エネルギー管理企画推進者 | 温暖化対策課長 | 庶務課長       |

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下、「省エネ法」という）により、「江東区（区長部局）」及び「江東区教育委員会」が特定事業者（年間のエネルギー使用量が原油換算 1,500kL 以上の事業者）に指定されています。

省エネ法では、省エネ目標（エネルギー消費原単位で年平均 1%以上の低減）が設定されており、達成できていない場合は、報告聴取・立入検査等が実施されることがあります。

## （４）進行管理

本プランを着実に推進し、実効性のあるものとするため、次のとおり、PDCA サイクルによるプランの進行管理を行います。



Check（点検・評価）においては、年度ごとに各課、各施設から提出されるエネルギー使用量のデータに基づき、事務局（温暖化対策課）が本プランの進行状況等を点検・評価し、Action(見直し)で実績及び課題等と併せて公表します。さらに実績及び課題等の評価をふまえた改善案を次の Plan（計画）へ盛り込み、継続的に改善を図ることで、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に努めます。

## （５）公表

本プランの毎年度の取組状況は、区のホームページ等で公表します。

## 環境に関する庁内方針

## 江東区電力調達方針

令和 7 年 2 月 2 1 日

庁内環境配慮推進本部決定

(趣旨)

第 1 条 江東区（以下「区」という。）は、チーム江東ゼロカーボンアクションプランに基づき、事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減及び環境負荷の低減に取り組んでいる。「ゼロカーボンシティ江東区」の実現に向けて、更なる温室効果ガスの排出削減及び環境負荷の低減を推進するため、環境性の視点を踏まえた区の電力調達の基本的な考え方を定める。

(電力調達の基本方針)

第 2 条 区における電力の調達に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

(1) 環境性

温室効果ガスの排出削減を目的に、環境に配慮した電力（再生可能エネルギー利用割合の高い電力、二酸化炭素排出係数が小さい電力等）の調達を推進する。

(2) 経済性

電気事業者間の価格競争を基本とし、経済的合理性を図る。

(3) 供給安定性

区の行政運営に必要な電力を安定的に調達する。

(対象施設等)

第 3 条 電力調達の対象となる施設等は、区有施設及び区有設備を対象とする。

(調達方法)

第 4 条 区における電力の調達は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 環境条件を付加した競争入札による電力調達を基本とする。

(2) (1)以外の調達方法

ア 地産地消エネルギーの活用を目的に、清掃工場のごみ焼却時に発生する熱を有効利用した電力を販売する事業者との随意契約又は附合契約

イ 電気事業者との脱炭素に関する連携協定等に基づく随意契約

ウ 新規施設等、過去 1 年間の電力使用実績の提示ができないために、競争入札に付することが困難な施設の随意契約又は附合契約

エ 環境条件を付加したリバースオークション等の手法を活用した電力調達  
オ アからエまでに属さない電力調達

#### 附 則

この方針は、令和7年4月1日から施行する。

## 江東区庁有車等の調達に係る環境配慮方針

令和7年2月21日

庁内環境配慮推進本部決定

(趣旨)

第1条 江東区（以下「区」という。）は、「ゼロカーボンシティ江東区」の実現を目指し、2050年ゼロカーボンの達成を目標にしている。本方針は、区がその率先行動として、庁有車等から排出される温室効果ガスの削減に取り組むため、庁有車等の調達及び運用における環境配慮に係る基本的な考え方を定めるものである。

(定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁有車等 区が所有する自動車及び区が借上げ（リース）契約する自動車をいう。
- (2) 燃料電池自動車 燃料電池から作られた電気を動力源としてモーターで走行するものをいう。
- (3) 電気自動車 バッテリーに充電された電気を動力源としてモーターで走行するものをいう。
- (4) プラグインハイブリッド自動車 外部からバッテリーを充電することができ、エンジンとモーターの2つの動力を併用して走行するものをいう。
- (5) ハイブリッド自動車 エンジンとモーターの2つの動力を併用して走行するものをいう。
- (6) 電動車 燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車をいう。
- (7) 指定低公害車 前号に掲げるもののほか、九都県市低公害車指定制度に基づく指定を受けた自動車をいう。

(基本方針)

第3条 庁有車等を調達する際の基本方針は、「令和12（2030）年度までに、庁有車等を可能な限り電動車に切り替える。」とする。

(運用方針)

第4条 本方針の運用方針は、次のとおりとする。

(1) 公用車の使用の合理化

ア 移動手段については、積極的に公共交通機関や自転車、徒歩等を利用し、公用車の使用を控えるよう努める。

イ 車両台数については、適宜、運行状況や業務内容等を考慮した上で、台数の削減等による使用の合理化を図る。

ウ エコドライブを実施する。

(2) 公用車の導入

前条の方針の達成を目指し、本方針の施行以降における庁有車等の調達はその取扱いとする。ただし、特段の理由がある場合は、その限りではない。

ア 調達する庁有車等は原則として電動車とする。ただし、その用途や自動車の仕様等から電動車の導入が困難な場合は、指定低公害車を導入するものとする。

イ 車両選定の際は、環境性能を最も重視しながら、車両性能、インフラ整備状況、費用面を考慮して、使用用途に合った車両を導入する。

ウ 電動車の導入時は、充電設備等のインフラ整備を併せて検討し、最適なエネルギー補給システムを構築する。その際、国の補助金等を可能な限り活用する。

エ 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の導入時は、区有施設の太陽光発電システム等で発電した再生可能エネルギー電気を充電する「電気の地産地消」について、可能な限り検討する。

(3) 区は、「庁有車等から排出される温室効果ガス削減」の取組を見える化し、区民、事業者等の行動変容をけん引するものとする。

(4) 各部局の長は、庁有車等を安全に運行するとともに、利用に伴い発生する環境負荷の低減に努めるものとする。また、庁有車等の走行距離及び燃料使用量等を環境清掃部長に報告しなければならない。

(5) 環境清掃部長は、本方針に基づく、取組の進捗状況を庁内環境配慮推進本部に報告するものとする。

(委任)

第5条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、環境清掃部長が別に定める。

## 附 則

この方針は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 江東区グリーン購入推進方針

令和7年2月21日

庁内環境配慮推進本部決定

### (目的)

第1条 環境に配慮した物品及び役務（以下「物品等」という。）の優先的購入又は調達（以下「グリーン購入」という。）により、江東区（以下「区」という。）における日常の業務活動から生じる環境負荷の低減を図ることを目的とする。また、区がグリーン購入を積極的に推進することにより、区民、事業者等におけるグリーン購入を喚起し、循環型社会の構築に寄与することを目指す。

### (適用範囲)

第2条 この方針は、原則として区の全ての組織に適用する。

### (対象物品等の種類)

第3条 区において重点的に調達を推進すべき物品等の種類は、国の定める物品等の調達の推進に関する基本方針に準拠する。なお、電力の調達に係る契約及び自動車の購入及び賃貸借に係る契約については、別途、方針を定める。

### (製品及びサービスの選択基準)

第4条 区職員は、物品等の調達に当たっては、原則として、次に掲げる項目を踏まえつつ、適正な価格、機能、品質及び環境保全の観点並びに当該物品の必要性を十分考慮し、適正量を購入するものとする。この場合において、物品の調達で終わることなく、長期使用、適正使用、分別廃棄、リサイクル等に留意し、環境負荷の低減が着実に実行されるよう努めるものとする。

- (1) 資源及びエネルギーの消費が少ないもの。
- (2) 製造、使用又は廃棄の各段階において、環境及び人の健康に被害を与えるような物質の使用及び排出がないもの。
- (3) 再生された材料又は再生しやすい材料を使用しているもの。
- (4) 耐久性が高く、長期間使用できるもの。
- (5) 梱包又は包装材が簡易で環境に配慮しているもの。
- (6) 部品及び消耗品の交換及び詰め替えができること。
- (7) 使用済みの製品の回収・リサイクルシステムがあるもの。また、廃棄されると

きに適正処理や処分が容易であるもの。

- (8) 国及び第三者機関が認定する環境ラベル（エコマーク・グリーン購入法適合マーク・国際エネルギースター等）を取得したもの（別表参照）。

（入札時の留意事項）

第5条 物品等の購入や役務の提供に係る契約の入札を行う場合、入札仕様書にグリーン購入法適合等の環境要件を可能な限り盛り込むものとする。ただし、適合品等のないものについては、この限りではない。

（情報の提供等）

第6条 温暖化対策課は、環境に配慮した物品調達の推進に必要な情報について、物品調達実務に当たる関係課へ情報提供を行い、定期的に環境に配慮した物品調達の取組状況を把握する。また、グリーン購入の取組を普及するために、区民及び事業者へのグリーン購入に関する情報の提供に努める。

（公表）

第7条 共通購入する品目（コピー用紙、衛生用紙、封筒等）については、年度毎にグリーン購入の調達実績をとりまとめ、公表するものとする。

（方針の見直し）

第8条 この方針は、必要に応じて見直しを行うものとする。

（委任）

第9条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、環境清掃部長が別に定める。

附 則

この方針は、令和7年4月1日から施行する。

# 対象物品等判断基準

## 別表

| 分野     | 品名                            | 判断基準（※1）                                                                                                              | （参考）<br>環境ラベルや表示の例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全物品等共通 |                               | ・グリーン購入法適合                                                                                                            | <div> <div>G法適合</div> <div>グリーン購入法適合</div> </div> ※カタログ等により標記が異なる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 紙類     | 【情報用紙】<br>コピー用紙               | (1) 総合評価値（※2）80以上の再生紙で製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること（外箱またはパッケージに記載あり）またはウェブサイト等で容易に確認できること。<br>(2) エコマーク製品<br>(3) グリーンマーク製品 |   <br>  <br>   |
|        | 【衛生用紙】<br>トイレトーパー、ティッシュペーパー   | (1) 古紙パルプ配合率 100%                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 文具類    | ノート                           | (1) 古紙パルプ配合率 70%以上                                                                                                    |   <br>  <br>                                                                                                                                                           |
|        | 額縁                            | (1) フレームに再生材使用                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | インデックス                        | (1) 古紙パルプ配合率 70%以上                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | 両面粘着紙テープ                      | (1) 古紙パルプ 40%以上                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | 鉛筆                            | (1) 木の端材・再生材使用                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | マーキングペン（※3）                   | (1) 再生材使用<br>(2) インクの交換や補充が可能なもの                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | 消しゴム                          |                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | シャープペンシル、シャープペンシル替芯           | (1) 再生プラスチック配合率 40%以上<br>(2) ケースの再生プラスチック配合率 40%以上                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | ボールペン                         | (1) 芯が交換できるもの                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | はさみ                           |                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | 製本テープ                         | (1) テープ基材に再生材使用                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | ホワイトボード用イレイザー                 | (1) 再生材使用                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | カードケース                        | (1) 再生材または非塩ビ材使用                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | クラフトテープ                       | (1) テープ基材の古紙パルプ配合率 40%以上                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | 布粘着テープ（プラスチック製クロステープ※4を含む。）   | (1) テープ基材の古紙パルプ配合率 40%以上またはバイオマスプラスチック使用（※5）                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | のり（液状、固形：スティックタイプ、テープ）（補充用含む） | (1) 補充が可能なもの<br>(2) 消耗品の交換が可能なもの                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | スタンプ台                         | (1) 再生材またはバイオプラスチック使用<br>(2) インクまたは液が補充可能なもの                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | パンチ（手動）                       | (1) 本体に再生材使用                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | ステープラー（ホッチキス）（汎用型※6、汎用型以外※7）  | (1) 再生材またはバイオプラスチック使用<br>(2) 本体に再生材使用                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | 紙めくりクリーム                      | (1) 容器に再生材使用                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | 黒板ふき                          | (1) 本体に再生材使用                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | 事務用修正具（液状）（ペンタイプ修正液）          | (1) 容器に再生材使用                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | 事務用修正具（テープ）（修正テープ）            | (1) 再生材またはバイオプラスチック使用<br>(2) 消耗品の交換が可能なもの                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | 朱肉                            | (1) 容器に再生材またはバイオプラスチック使用<br>(2) インクまたは液が補充可能なもの                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | マグネット（玉、バー）                   | (1) 再生材使用<br>(2) 分別廃棄が可能なもの                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | チョーク                          |                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | デスクマット                        | (1) 再生材または非塩ビ材使用                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | パンチラベル（ペーパーパッチ）               | (1) 古紙パルプ配合                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | 付箋紙                           | (1) 古紙パルプ配合                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | ダストブロワー                       | (1) 噴射剤にフロンが使用されていないこと                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

| 分野               | 品名                                     | 判断基準（※1）                                                                                                                                           | （参考）<br>環境ラベルや表示の例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 文書類              | タックラベル（ラベルシール・ラベルシート）                  | （1）再生材使用                                                                                                                                           |   <br>  <br> |
|                  | 付箋フィルム                                 | （1）再生材使用                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | 名札（首下げ型、机上用、衣服取付型）                     | （1）再生材または非塩ビ材使用                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | 事務用封筒（紙製）、窓付き封筒（紙製）                    | （1）古紙パルプ配合率 40%以上<br>（2）（窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合）再ブラ配合率 40%以上またはバイオマスプラスチック使用                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | ごみ箱                                    | （1）再生材またはバイオプラスチック使用                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | 梱包用バンド（紙製）（エコひも）                       | （1）古紙パルプ配合率 100%                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | ファイリング用品（ファイルボックス、個別フォルダー、持ち出しフォルダーなど） | （1）古紙パルプ配合または再生材使用<br>（2）（金属を除いた部分の主要材料が紙の場合）紙原料が古紙パルプ配合率 70%以上                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | レターケース                                 | （1）本体・仕切り板に再生材使用                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | OA クリーナー（ウェット・液タイプ）                    | （1）再生材またはバイオプラスチック使用                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | OHP フィルム                               | （1）再生材またはバイオプラスチック使用                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | カッティングマット                              | （1）再生材または非塩ビ材使用                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | メディアケース（CD-R 等のケース）                    |                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | 連射式クリップ（ガチャック）（本体）                     | （1）再生材またはバイオプラスチック使用                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | 定規                                     | （1）再生材または非塩ビ材使用                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| オフィス家具等          | 机                                      |                                                                                                                                                    |   <br>                                                                              |
|                  | 椅子                                     | （1）エコマーク製品                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | 棚                                      | （2）再生材、バイオマスプラスチックが多く使用されていること                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | 収納用什器（棚以外）                             | （3）木質の場合は、ホルムアルデヒドの放散速度が 0.02 mg/m <sup>3</sup> h 以下                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | 黒板                                     | （4）素材ごとのリサイクルまたは分別廃棄が可能なもの                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | 掲示板                                    | （5）修理や部品交換が可能であること                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | ホワイトボード                                |                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | 傘立て                                    |                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 画像機器等（リースの場合も含む） | コピー機・複合機                               | （1）待機電力、消費電力が少ないこと（エコマーク、国際エネルギーステッププログラム（ver.2 または ver.3）のロゴ等を参考にすること）<br>（2）紙の使用量を削減する機能が付いていること（両面コピー・複数ページ印刷機能など）<br>（3）古紙パルプ配合の再生紙に対応が可能であること |  <br>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                  | プリンター                                  | （1）待機電力、消費電力が少ないこと（エコマーク、国際エネルギーステッププログラム（ver.2 または ver.3）のロゴ等を参考にすること）<br>（2）古紙パルプ配合の再生紙に対応が可能であること<br>（3）カートリッジ方式の場合は、使用済みトナーの回収・再利用システムがあること    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | スキャナー                                  | （1）待機電力、消費電力が少ないこと（エコマーク、国際エネルギーステッププログラム（ver.2 または ver.3）のロゴ等を参考にすること）                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | ファクシミリ                                 | （1）待機電力、消費電力が少ないこと（エコマーク、国際エネルギーステッププログラム（ver.2 または ver.3）のロゴ等を参考にすること）                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                  | トナーカートリッジ                              | （1）使用済みカートリッジの回収システムがあること<br>（2）リサイクル製品                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

| 分野          | 品名                   | 判断基準（※1）                                                                                                                                                                                                          | （参考）<br>環境ラベルや表示の例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電子計算機等      | 電子計算機（パソコン）          | （1）待機電力、消費電力が少ないこと<br>（エコマーク、国際エネルギースタープログラム（ver.2または ver.3）のロゴ等を参考にすること）                                                                                                                                         |  <br>   |
|             | 記録用メディア（CD-R）（DVD-R） |                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| オフィス機器等     | 電子式卓上計算機（電卓）         |                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|             | 一次電池（電池）（単1～単4）      | （1）JIS マークのあるもの                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 移動電話等       | 携帯電話                 | （1）搭載機器・機能の簡素化がなされていること<br>（2）分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされており、その内容がウェブサイトなどで容易に確認できること<br>（3）使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること<br>（4）回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|             | スマートフォン              | （5）バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること<br>（6）特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと<br>（7）製品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックやバイオマスプラスチックが配合されていること                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 家電製品        | 電気冷蔵庫                | （1）グリーン購入法適合（グリーン購入法の基準エネルギー効率を満たすもの：省エネ法の多段階評価基準の省エネ基準達成率で判断）<br>（2）特定の化学物質※8の含有情報が確認できること<br>（3）代替フロン（HFC）が使用されていないこと<br>（4）冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと<br>（5）プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|             | 電気冷凍庫                |                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|             | 電気冷凍冷蔵庫              |                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|             | 電気便座                 |                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|             | テレビジョン受信機（テレビ）       |                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| エアコンディショナー等 | エアコンディショナー（家庭用・業務用）  | （1）グリーン購入法適合（グリーン購入法の基準エネルギー効率を満たすもの：省エネ法の多段階評価基準で「☆☆☆☆」以上）<br>（2）特定の化学物質※8の含有情報が確認できること<br>（3）代替フロン（HFC）が使用されていないこと<br>（4）冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと                                                              |  <br>                                                                              |

| 分野              | 品名                      | 判断基準（※1）                                                                                                                                       | (参考)<br>環境ラベルや表示の例                                                                    |
|-----------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 温水器等            | ヒートポンプ式電気給湯器            | (1) 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと<br>(2) 業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、加熱能力に対応した年間加熱効率を下回らないこと<br>(3) 冷媒にフロン類が使用されていないこと                |    |
|                 | ガス温水機器                  | (1) 潜熱回収型ガス温水機器にあっては、エネルギー消費効率が90%以上であること<br>(2) 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機にあっては、年間給湯効率が108%以上であること<br>(3) 上記以外のガス温水機器にあっては、区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと |                                                                                       |
|                 | 石油温水機器                  |                                                                                                                                                |                                                                                       |
|                 | ガス調理機器                  | (1) こんろ部、グリル部、オープン部にあっては、基準エネルギー消費効率を上回らないこと。                                                                                                  |                                                                                       |
| 照明              | LED 照明器具                | (1) 固有エネルギー消費効率が定めた基準を満たすこと<br>(2) LED モジュール寿命は 40,000 時間以上であること<br>(3) 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと                                                  |    |
|                 | LED を光源とした内照式表示灯（誘導灯など） |                                                                                                                                                |                                                                                       |
|                 | 電球形 LED ランプ             |                                                                                                                                                |                                                                                       |
| 自動車等（リースの場合も含む） | 自動車                     | (1) 江東区庁有車等の調達に係る環境配慮方針に適合するもの                                                                                                                 |    |
| 消火器             | 消火器                     | (1) 消火薬剤の 40%以上が再生薬剤であること<br>(2) 回収・リサイクルシステムがあること                                                                                             |  |
| 制服・作業服等         | 作業服（制服、調理服など）           | (1) 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上であること<br>(2) エコマーク商品であること                                                                                               |  |
| インテリア・寝装寝具      | カーテン、布製ブラインド            | (1) 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること<br>(2) 製品使用後に回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。                                                |  |
|                 | 金属製ブラインド                | (1) 日射反射率が定められた数値以上であること                                                                                                                       |                                                                                       |
|                 | カーペット                   | (1) 再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で 25%以上使用されていること                                                                                            |                                                                                       |
|                 | 毛布                      | (1) 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること                                                                                         |                                                                                       |
|                 | 布団                      | (1) 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること                                                                               |                                                                                       |
|                 | ベットフレーム                 | (1) 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上使用されていること<br>(2) 金属を除く主要材料が、木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること<br>(3) エコマーク商品であること        |                                                                                       |
|                 | マットレス                   | (1) 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること<br>(2) ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと                                                     |                                                                                       |

| 分野      | 品名               | 判断基準（※1）                                                                                                                                                                                                                                             | （参考）<br>環境ラベルや表示の例                                                                                                                                                                            |
|---------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 作業手袋    | 作業手袋（軍手）         | （1）再生 PET 樹脂配合率が 50%以上であること<br>（2）エコマーク商品であること                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                            |
| その他繊維製品 | モップ              | （1）再生材使用                                                                                                                                                                                                                                             |  <br>PETボトル<br>再利用品     |
| 設備      | 太陽光発電システム        | （1）太陽電池モジュールのセル実効変換効率が定められた値を下回らないこと<br>（2）発電電力量等が確認できるものであること<br>（3）太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の 80%以上を最低 10 年間維持できるように設計・製造されていること<br>（4）パワーコンディショナについては、出荷時の効率の 90%以上を 5 年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること<br>（5）修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計がなされていること |                                                                                                            |
|         | 太陽熱利用システム        | （1）日集熱効率が定められた基準を満たすこと                                                                                                                                                                                                                               |                         |
|         | 燃料電池             | （1）商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること                                                                                                                                                                                        |                                                                                                           |
|         | エネルギー管理システム      | （1）建物内で使用する電力等のエネルギーを可視化できるシステムであること                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                               |
|         | 生ごみ処理機           | （1）バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ごみの減容及び減量等を行う機器であること                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                          |
|         | 節水器具<br>給水栓      | （1）電気を使用しないこと。<br>（1）吐水流量が定められた基準を満たすこと                                                                                                                                                                                                              |                     |
|         | 日射調整フィルム、低放射フィルム | （1）日射調整フィルムは、遮蔽係数は 0.7 未満、かつ、可視光線透過率は 10%以上であること<br>（2）低放射フィルムは、可視光線透過率は 60%以上、熱貫流率は 4.8W/(㎡・K)以下であること                                                                                                                                               |                                                                                                          |
| 災害備蓄用品  | テント              | （1）再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること                                                                                                                                                                                                |  <br>PETボトル<br>再利用品 |
|         | ブルーシート           | （1）ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                               |
|         | 災害備蓄用飲料水         | （1）賞味期限が 5 年以上であること                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                               |
|         | アルファ化米           | （2）製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                               |
|         | 保存パン             |                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                               |
|         | 乾パン              |                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                               |
|         | レトルト食品等          | （1）賞味期限が 5 年以上あるいは 3 年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること<br>（2）製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                               |

| 分野     | 品名                                                         | 判断基準（※1）                                                                                                                                                                                  | （参考）<br>環境ラベルや表示の例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害備蓄用品 | 栄養調整食品                                                     | (1) 賞味期限が3年以上であること<br>(2) 製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | フリースドライ食品                                                  |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|        | 非常用携帯燃料                                                    | (1) 品質保証期限が5年以上であること<br>(2) 製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|        | 携帯発電機                                                      |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 公共工事   | 資材                                                         | (1) 契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる資材（材料及び機材を含む。）、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること                                                                                                                  |  ※資材のみ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|        | 建設機械                                                       |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|        | 工法                                                         |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|        | 目的物                                                        |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 役務     | 印刷（外注印刷物）※9<br><br>例：冊子類（報告書等）、チラシ・パンフレット類（単色刷り、多色刷り）、ポスター | (1) グリーン購入法適合<br>(2) 古紙パルプ配合<br>(3) 白色度 70%程度<br>(4) 塗工するものについては、塗工量が両面で 30 g/㎡以下<br>(5) 化学安全性が確認されていること<br>(6) 芳香族成分を含まない石油系溶剤を持ちいるとともに、植物油含有量を増やして石油系溶剤を削減したインクを使用することが望ましい（例：大豆油インクなど） |   <br>  |
| ごみ袋等   | プラスチック製ごみ袋                                                 | (1) バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の 25%以上使用されていること、あるいは再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること<br>(2) エコマーク認定基準を満たすこと                                                                |                                                                                                                                                                         |

※1 「判断基準」とは、調達推進にあたっての一つの目安であり、判断基準をみたす物品のみが推奨されるわけではない。判断基準への適合だけでなく、多様な環境負荷に配慮した調達が望ましい。

※2 総合評価値とは、古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材パルプ等、持続可能性を目指した原料ごとの利用割合や白色度等を所定の算定式で総合的に評価した値のこと。

※3 蛍光ペン、ネームペン、油性マーカー、ホワイトボード用マーカーを指す。

※4 プラスチック製クロステープとは、いわゆる養生テープのことを指す。

※5 バイオマスプラスチックとは、原料として植物等の再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。

※6 10号のつづり針を使用するハンディタイプのもの。

※7 「汎用型」以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。

※8 特定の化学物質とは、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテル等をいう。

※9 印刷物の必要な部数・量を適正に見積もり、過大な発注とならないようにすること。

## 主な環境ラベル

| 分野                                                                                  | マークの名称                       | 判断の基準                                                                                                   | 対象品目                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
|    | エコマーク                        | 様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して、環境への負担が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。                | 紙類、文具類、機器類、OA 機器、制服・作業服、作業用手袋等 |
|    | グリーンマーク                      | 原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示しています。古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。                       | 紙、紙製品                          |
|    | JOIFA グリーンマーク                | グリーンマーク購入法に適合していることを示すものです。（一社）日本オフィス家具協会により制定されています。                                                   | オフィス家具                         |
|    | 再生紙使用マーク<br>(R マーク)          | 再生紙の古紙パルプ配合率 100%を表示するためのマークです。製紙原料としての古紙の利用率を高め、貴重な資源を有効に利用することにつながります。                                | 紙、紙製品                          |
|    | 牛乳パック再利用マーク                  | 使用済み牛乳パックを原料として使用した商品に付けられるマークです。回収された牛乳パック等の紙パックの再生品の利用拡大に寄与することを目的としています。                             | トイレットペーパー等の紙製品                 |
|  | PET ボトルリサイクル推奨マーク            | ペットボトルを再生加工された製品に表示されるマークです。ペットボトルの再生利用の推進を目的としています。                                                    | 被服、プラスチック製品、文房具等               |
|  | 国際エネルギースターロゴ                 | パソコン等のオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。日本、アメリカ、カナダ、スイス、台湾の5か国・地域が協力して実施している国際的な制度です。 | パソコン、ディスプレイ等のOA 機器             |
|  | 統一省エネラベル                     | 省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度です。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示しています。                         | エアコン、テレビ等の電化製品                 |
|  | 省エネラベリング制度                   | 省エネ法に定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度です。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができます。             | エアコン、テレビ等の電化製品                 |
|  | 低排出ガス車認定                     | 自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度です。                                                      | 自動車                            |
|  | E & Q マーク<br>(ECO & QUALITY) | 使用済みトナーカートリッジをリサイクルする際の環境負荷を少なくすることに注目しています。環境管理基準と品質管理基準に適合した製品の本体に表示されています。                           | リサイクルトナーカートリッジ                 |

※主な環境ラベルです。物品を購入する際に参考にしてください。

※その他の環境ラベルは、環境省の「環境ラベル等データベース」から確認ができます。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>)

## グリーン購入に関する参考インターネットサイト

- 環境ラベル等データベース（環境省）  
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>)
- グリーン購入ネットワーク エコ商品ねっと  
(<https://www.gpn.jp/econet/>)
- エコマーク商品検索（公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局）  
(<https://www.ecomark.jp/search/search.php>)
- グリーンステーション・プラス  
(<https://g.greenstation.net/>)
- グリーン購入法適合車種リスト（一般社団法人 日本自動車工業会）  
([https://www.jama.or.jp/operation/ecology/environmental\\_info/green\\_list/index.html](https://www.jama.or.jp/operation/ecology/environmental_info/green_list/index.html))
- リサイクル対応型印刷資材の製品情報  
([https://www.jfpi.or.jp/recycle/print\\_recycle\\_material/index.html](https://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle_material/index.html))

この印刷物は環境に配慮し、森林管理から流通まで適切に管理された FSC®認証材及び管理材料と植物油インキを使用し、有害な廃液を排出しない水なし印刷方式を採用しています。

また、資材の調達から印刷物が廃棄されるまでの一連のライフサイクルにおける CO<sub>2</sub> 排出量に対してカーボン・オフセットを実施しています。



#### カーボン・オフセットとは

日常生活や経済活動のなかでどうしても削減できない温室効果ガス（CO<sub>2</sub> 排出量）を、他の場所での温室効果ガス排出削減（吸収）活動等で埋め合わせることを言います。

資材の調達から廃棄までに  
排出される CO<sub>2</sub> 排出量

715.4kg-CO<sub>2</sub>

国内の CO<sub>2</sub> 削減事業により  
削減された CO<sub>2</sub> 排出量

- 715.4kg-CO<sub>2</sub>

オフセット後の排出量

0 kg-CO<sub>2</sub>

## チーム江東ゼロカーボンアクションプラン

令和 7 年 3 月発行 印刷物登録番号 (6) 57 号

編集発行 江東区環境清掃部温暖化対策課

東京都江東区東陽 4-11-28

電話 3647-9111（大代表）

